

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

August, 2014

なごみ便り

www.101dog.co.jp

1. 9月から厚生年金保険料率が変わります

平成 26 年 9 月分（同年 10 月納付）から平成 27 年 8 月分（同年 9 月納付）までの厚生年金保険料率は、これまでの料率から 0.354%引き上がり、以下のとおりとなります。

一般被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行	平成 26 年 9 月分から
	17.120%	17.474%

2. 4月昇給者は7月分より健康保険・厚生年金保険料が変わります

昇給月が4月で、以下の条件をすべて満たす場合は、7月分（8月納付）より社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の標準報酬月額が変わります。

【条 件】

1. **固定的賃金**の変動があったこと（残業手当・皆勤手当などは非固定的賃金です）
2. 変動月以降継続した3ヵ月間（4月昇給なら4・5・6月）のいずれの月も **17日以上**の出勤があったこと
3. 3ヵ月間の報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に **2等級以上の差**が生じること

これらの条件に該当する場合、事業所所在地を管轄する年金事務所に「報酬月額変更届」を提出する必要があり、決定後、標準報酬決定通知書が送られてきます。

社会保険料が翌月控除となっている事業所は8月支払分の給与から、当月控除となっている事業所は7月支払分の給与から、新しい料率で保険料を控除することになります。



3. 基本手当日額等の変更について

平成 26 年 8 月 1 日から雇用保険の「基本手当日額」、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額及び最低限度額等が変わります。

今回は、平成 25 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.2%減少したことから、上限額・下限額ともに若干の引下げとなります。

厚生労働省ホームページ該当ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000051330.html>

4. 障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されます

平成 27 年 4 月より「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます。

具体的には、常時雇用している労働者数が 100 人を超える事業主まで対象範囲が広がることとなりますので、現在、障害者雇用者数が法定雇用率（2.0%）を満たしていない場合は、早めに求人を出すなど採用に向けたアクションをとりましょう。

なお、障害者雇用率（2.0%）未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて 1 人につき月額 50,000 円 の障害者雇用納付金を納付する必要があります。

常時雇用している労働者数が 100 人を超え 200 人以下の事業主は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで月額 40,000 円（減額特例）

【見直し内容】

	平成 27 年 3 月まで	平成 27 年 4 月以降
対象となる事業主	常時雇用労働者数 200 人超	常時雇用労働者数 100 人超

（文章担当：床田）

~頭の体操なぞなぞコーナー~

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載いたしますのでぜひ挑戦してみてください！

Q. ショートケーキの日というのがありません。それは毎月 22 日です。なぜ、22 日がショートケーキの日なのでしょう？